

霧島市

# 事業継続 支援給付金

申請締切

令和3年 **2/1**月  
※消印有効

第2期



飲食業



建設業

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、  
経済的に大きな影響を受け、売上が落ち込み、  
又は引き続き回復せず、  
事業継続が困難となっている  
市内中小企業者等（個人事業主を含む）に対し、  
給付金を給付します。



情報通信業



医療業



小売業



製造業



農林漁業



サービス業



運輸業



宿泊業

7月～9月の平均売上が  
**20%以上減少**  
した事業者には

**一律10万円給付**

労働者を雇用している  
雇用保険適用事業所には  
**上乗せで**

**10万円給付**

上記に限らず、幅広い業種が対象です。

給付には要件があります。詳しくは裏面をご覧ください。

霧島市事業継続支援給付金（第1期）の給付を受けた事業者も申請できます

●お問い合わせ先 **霧島市商工振興課** ☎0995-55-1603 土日・祝日・年末年始を除く  
午前8時15分～午後5時



「事業継続支援給付金」を装った  
詐欺にご注意ください!!

# 申請書類は、市ホームページでダウンロードしていただくか、 本庁や各総合支所、市民サービスセンターで お受け取りください。

詳しくは市ホームページをチェック！



## 1 申請

- (1) **申請書類**（詳しくは市ホームページ「申請書類一覧」でご確認ください。）  
申請様式（様式第1号～第3号）、通帳の写し、確定申告書類、市県民税等申告書、売上台帳、  
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、出勤簿 等  
※第1期の給付を受けた事業者は、確定申告書類等の提出を省略することができます。
- (2) **申請期限** 令和3年2月1日（月）※消印有効
- (3) **申請方法** 原則として郵送（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、御理解、御協力をお願いします。）
- (4) **提出先・お問い合わせ先**  
〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号 霧島市商工振興課 事業継続支援給付金担当  
☎0995-55-1603 土日・祝日・年末年始を除く午前8時15分～午後5時

## 2 対象者（詳しくは市ホームページ「申請要領」でご確認ください。）

- (1) **中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者**（個人事業主を含む）  
※フリーランスを含む個人事業主については、事業所（店舗）が市内であることと全収入（一時収入等を除く）の2分の1以上が、事業活動における売上である方に限ります。  
また、事業所を有しない個人事業主は令和2年2月1日時点において、本市の住民基本台帳に記録されている方に限ります。
- (2) **社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、農業協同組合連合会等）、投資事業有限責任組合**

## 3 要件【以下の(1)～(9)全てを満たすもの】

- (1) 令和2年2月1日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (2) **新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少しており、以下のいずれかに該当すること。**
  - ①令和2年7月～9月の売上の月平均が、前年同期間の売上の月平均に比して20%以上減少していること。
  - ②前年同期間に創業していない場合は、令和2年7月～9月の売上の月平均が、創業から令和2年2月までの売上の月平均に比して20%以上減少していること。なお、創業が月途中の場合は、含めなくても構わない。
  - ③休業等により単純な売上の前年比較が困難な場合は、令和2年7月～9月の売上の月平均が、平成30年の同期間の売上の月平均に比して20%以上減少していること。
- (3) 令和元年分の事業所得、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動による雑所得又は給与所得並びに不動産所得のいずれかの所得を申告していること。
- (4) 2019年（平成31年1月～令和元年12月）に市税（法人においては法人市民税）を納めていること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、国・県・市の施策に沿った協力をしていること。
- (6) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等でないこと。
- (7) 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (8) 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。
- (9) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当であること。

## 4 給付額【法人や個人事業主ごとに申請してください。給付金（第2期）の交付は1事業者につき1回限りです。】

- (1) 一律10万円
- (2) **上乗せ給付10万円**（令和2年7月1日から9月30日までの間に雇用保険の被保険者である労働者を雇用しており、かつ、給付金の交付申請及び請求を行う日において労働者を雇用し、引き続き当該労働者の雇用を継続する意思がある雇用保険適用事業所）

### 国の支援制度【令和3年1月15日申請締切】

- |                                  |         |                       |
|----------------------------------|---------|-----------------------|
| ・持続化給付金（上限額 法人200万円、個人事業主100万円）  | お問い合わせ先 | コールセンター ☎0120-279-292 |
| ・家賃支援給付金（上限額 法人600万円、個人事業主300万円） | お問い合わせ先 | コールセンター ☎0120-653-930 |